

第 4 回 大 阪 府 環 境 審 議 会

会 議 錄

平成 7 年 9 月 14 日 (木)

KKR ホテルオオサカ 3 階 「銀河」

第4回大阪府環境審議会会議録

1. とき 平成7年9月14日(木) 午後2時から

2. ところ KKRホテルオオサカ 3階 「銀河」の間
(大阪市中央区馬場町2-24)

3. 出席委員

矢吹 萬壽 委員	杉本 弘志 委員
中馬 一郎 委員	西野 茂 委員
秋山 文一 委員	阿部 誠行 委員
井田 和子 委員	*西尾 正也 委員
國則 登代 委員	*原 昇 委員
鈴木 善次 委員	*林 實 委員
田中 忠明 委員	*喜多 洋三 委員
坪井 珍彦 委員	寺田 為三 委員
中澤 禮次郎委員	堀端 宏 委員
中村 浩 委員	*清水 行雄 委員
前田 英昭 委員	*南殿 利正 委員
政井 孝道 委員	*大島 綏子 委員
山村 万里子委員	*岩田 満泰 委員
朝倉 秀実 委員	*中山 靖之 委員
中沢 一太郎委員	*武林 郁二 委員
杉本 武 委員	*脇 雅史 委員

以上 32名
(*は代理者が出席)

(午後2時00分開会)

○事務局 お待たせいたしました。まだお見えでない委員の方もございますけれども、予定の時刻が参ってございます。現在ご出席いただいております委員の人数は29名でございまして、大阪府環境審議会条例の規定によりまして、本会は成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。

議事にお移りいただきます前に、前回の本審議会以降、新たにご就任いただきました委員の方のみ、ご紹介させていただきたいと存じます。

お手元の方に委員名簿をお配りいたしておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

まず、大阪府議会議員の委員のうち、朝倉秀実委員でございます。

中沢一太郎委員でございます。

杉本武委員でございます。

杉本弘志委員でございます。

西野茂委員でございます。

阿部誠行委員でございます。

また、本日は所用のためご欠席でございますが、北川イッセイ委員にもご就任いただいております。

また、関係地方行政機関の長の委員では、人事異動に伴う交代がございました。本日は、皆さん代理の方のご出席でございますけれども、

近畿農政局の大島綏子局長の代理で、本日は斎藤農産普及課課長補佐がご出席でございます。

第三港湾建設局の中山靖之局長の代理で、中山海域整備課企画係長でございます。

第五管区海上保安本部の武林郁二本部長の代理で、児嶋海上環境課長でございます。

近畿地方建設局の脇雅史局長の代理で、霜上大阪国道工事事務所長がご出席でございます。

なお、本日は所用のためご欠席でございますが、近畿運輸局の長光正純局長にもご就任いただいております。

それでは、開会に当たりまして、大阪府の江部環境保健部長から一言ごあいさつを申し上げます。

○江部環境保健部長 大阪府の環境保健部長の江部でございます。第4回の大阪府環境審

議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、本日はご多忙のところご出席を賜り、また、平素より府の環境保健行政の推進につきまして、格別のご協力、ご支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本年2月に本審議会に対しまして、環境総合計画策定に当たっての長期的な目標についての考え方や、施策の展開についての考え方など、基本的な事項について諮問させていただきました。

審議会では、広範な分野にわたる専門的な審議が必要であるという見地から、環境総合計画専門委員会を設置し、検討を付託されました。本日の審議会は、専門委員会から検討結果のご報告をいただき、ご審議をいただくことになっております。前回の審議会から7カ月が経過しておりますが、この間にも、本年6月には、リサイクル社会の構築を目指した容器包装リサイクル法が制定され、また7月には自動車公害について、西淀川公害訴訟や国道43号公害訴訟の判決が出るなど、環境問題に対する社会的な関心はますます高まっているところでございます。

環境問題は、言うまでもなく、人々の暮らしの安全と安心の大前提となるテーマでございます。特に産業や都市構造が高度化し、人口が集中する大阪におきましては、環境に与える負荷を低減し、快適な環境を創造していくことは、私ども行政にとっての重要な課題であると考えております。

環境問題の解決に向けて、環境基本条例がその枠組みを示すものといたしますと、具体的な目標やその実現の方策を明らかにするものが環境総合計画ということになろうかと存じます。環境基本条例の理念であります「豊かな環境の保全と創造」に向かって、施策を総合的かつ計画的に推進いたしますため、本府といたしましても、できるだけ早く計画を策定すべく、準備を進めているところでございます。本審議会におかれましても、十分なご審議のもと、ご答申をいただければと考えております。

本審議会での活発なご審議をお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 それでは、矢吹会長に議事をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○矢吹会長 それでは、早速議事を進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

前回の2月の本審議会におきまして、知事から、環境基本条例に基づく環境総合計画の策定に当たって、長期的な目標についての考え方や、施策の展開についての考え方など、基本的な事項についての諮問をお受けしたところでございます。

そこで、本審議会では、中馬委員長をはじめとする専門委員会の皆様に、専門的な見地からのご検討をお願いいたしたところでございます。

それではまず、中馬委員長の方から専門委員会の検討結果のご報告をいただきたいと思います。中馬委員長、よろしくお願ひいたします。

○中馬委員長 環境総合計画専門委員会の委員長を務めさせていただきました中馬でございます。専門委員会の検討経過及び検討結果につきましてご報告いたします。

環境総合計画専門委員会では、本審議会が意見を求められております計画策定に当たりまして、長期的な目標についての考え方や施策の展開についての考え方など、基本的な事項の考え方につきまして、本年3月から委員会を3回開催し、検討してまいりました。

第1回の専門委員会では、府域における環境の状況や施策の概要、「NEW STEP 21」の目標や施策の基本的方向などに関する資料に基づきまして、計画の長期的な目標についての考え方や施策の展開についての考え方などに関しまして、専門委員のご意見をいただきました。

第2回及び第3回の専門委員会では、基本的な考え方の整理や、新たな視点の追加など、いろいろな角度からのご意見をいただきまして、さらに検討を加え、このたび専門委員会報告として取りまとめたところでございます。

お手元の資料の専門委員会報告「環境総合計画策定に当たっての基本的な考え方について」でございますが、府域の環境をめぐる諸状況、阪神・淡路大震災や西淀川公害訴訟等を踏まえまして、計画の枠組み、長期的な目標、施策の展開及び計画の効果的な推進についての基本的な考え方を取りまとめています。

1の「計画の枠組み」におきましては、計画の視点といたしまして、環境問題の原点は人間の生命と健康を守ることであるとの認識とともに、環境に優先的に配慮するという認識が必要であるとか、関西国際空港等の将来動向との関わりを踏まえること、環境と防災の対策は相互に有用である面が多いという考え方などを示しております。

また、計画の目標年度は、「NEW STEP 21」との継続性等を踏まえ、2025年を見通しつつ、2001年度（平成13年度）とすることが適当としております。

2の「長期的な目標」では、望ましい環境のあり方をより具体的に描くとともに、望ましい環境のもとでの経済活動や日常生活に関するものもとでの経済活動や日常生活についてもわかりやすく示すこと、長期的な目標の実現への道筋を明らかにするため、環境の分野や要素ごとに可能な限り定量化した具体的な目標を示すこと、などを基本的な考え方としてまとめております。

また、3の「施策の展開」では、環境基本条例に示されている施策の基本方針の区分、いわゆる生活環境、自然環境、都市環境、地球環境の分野に沿って施策の体系化を図ること。資源、エネルギー、水、緑などの横断的な環境課題については、各種施策の有機的な連携を図り、総合的な視点での施策展開を図ることなどを基本的な考え方としてまとめております。

最後に、4の「計画の効果的な推進」におきましては、さきに述べました個々の施策展開をより効果的に進めるため、環境影響評価や環境教育などの共通的基盤的な施策の推進が重要であり、計画の進捗状況の把握や進行管理を行うことが重要であると取りまとめております。

審議の過程を振り返りまして、多くの委員からご指摘をいただきましたのは、次のような点でございます。

まず、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムやライフスタイルを変革していかなければならないという観点から、行政はもとより、府民や事業者の積極的な参加を得て、循環型の社会を目指した施策を進める必要があること。

次に、都市域における自然のあり方につきまして、ビオトープの創出など自然との共生という視点に立って、部局を越えた総合的な施策の推進が必要であること。

さらに、施策手法として、規制的手法と併せて、環境教育や経済的手段による誘導的手法を適切に組み合わせることが必要であること、などございます。

委員長として特にご報告しておきたい事項につきましては、以上でございます。

それでは次に、事務局から専門委員会報告を朗読していただきます。

○事務局 それでは、資料を朗読いたします。

環境総合計画策定に当たっての基本的な考え方について — 専門委員会報告

平成7年9月 大阪府環境審議会環境総合計画専門委員会

(資料朗読)

以上です。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

この報告を取りまとめられました中馬委員長はじめ専門委員会の委員の皆様に対しまして、心から感謝の意を表する次第でございます。どうもありがとうございました。

環境総合計画の策定に当たって必要となる基本的な事項について、よく取りまとめられてあると思いますが、この専門委員会の報告をもとに、本審議会としての審議を進めさせていただきます。

初めに、内容に関して審議を行い、引き続いて、今後の審議会の運営等について審議させていただきます。

それでは、専門委員会の報告に対してご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。

○坪井委員 大変いろいろご検討をなさっていただきておまとめいただいたと思いますが、ちょっと意見といいますか、企業、産業の立場から少しこの内容について、もう少しはっきりしていただきたいような点があるので、申し上げたいと思います。

専門委員会の報告書におきましては、現在の広範な分野での環境問題に対しまして、経済との関係にも触れいろいろなご意見を整理いただきておると思います。その辺がいろんなところにうかがわれるというふうに思っております。

そこで、ちょうど今ご報告をお聞きいたしましたところ、14ページの⑦の「新たな施策手法の活用」というところでは、2つ目の○のところで、「外部不経済の内部化」という言葉が使われておりますし、その対象を、大阪府におきましては、多面的、多角的な検討が必要であるとともに、企業を対象とする場合には、事業者が意欲を持って前向きに取り組めるような誘導的な手法とか、企業努力を促す仕組みがぜひとも必要であるというふうに思っております。その辺につきましてはお考えは出ておると思いますが。

それからまた、来年7月ごろでございますか、ISOの14000シリーズの国際規格が発効する予定だと聞いておりますが、それについて、環境管理、監査の2項目について既に最終案もまとめておるかに聞いておりますが、企業、産業として真剣に、前向きに対応していくことが必要であり、それが実際に効果のあるように努力する必要があるというように思っておるわけでございます。

したがって、例えば関係企業に対する支援の措置でございますとか、環境機器のメーカーや測定業者、あるいは環境のシンクタンクといったようないわゆる環境産業の充実も重要でありますし、このような環境産業の振興方策や、それから支援方策についての仕組みが必要かと存ずるわけでございます。

一応、14ページの⑦の1つ目のところでございますが、「経済的手段による誘導的手法」とか「環境教育など」——その「など」という中に、支援や振興の関係も含まれておるとは思いますけれども、さらにもう少し、その内容、表現について検討を加えていただいて、明らかにしておいていただいた方がいいのではないかというように考えておりますので、ちょっと一言、我々産業、企業の方の代表で出ておりますので、みんなが意欲を持ってやれるように、よろしくお願ひしたいと思っております。

○矢吹会長 ありがとうございました。

全体は大体そういうような精神で書かれておりますので……。

○中馬委員長 これはあくまでも基本的な考え方でございますので、これから後は、行政の方で、これをさらに肉付けされまして、最終的には、「NEW STEP 21」のような100ページを超えるようなものになろうかと。その時点におきまして、ただいま委員ご指摘のとおりのことを行政の方で考えていただくということにさせていただきたいと思います。

○坪井委員 わかりました。そのように行政の方でひとつよろしく、さらに肉付けをしていただくようにお願いいたします。

○矢吹会長 ありがとうございました。

何か事務局。

○吉田環境管理室長 今申されましたように、「NEW STEP 21」の中でも支援というような形のものをいろいろ述べてございますので、そういったものを継承するというような姿勢で検討していきたいというように思っております。

○矢吹会長 ありがとうございました。

そのほか。

○政井委員 全体に関わることで、2つほど質問したいと思います。

「NEW STEP 21」が果たす役割みたいなものを専門委員会の先生方の議論ではどうなっていたかをちょっとお聞きしたいと思います。

足らざるところはこのようにあって、このように検討しようという表現になっておるんですが、府の環境行政に具体的に貢献することがなくてはいけないというところについて、一般の府民としては、これが行政でどのように進められるかということがもうひとつよくわからないので、その辺のお話を伺いたいと思います。多分、その検討を通じて、目標の具体化、定量化ということに欠けていたのではないかという認識を示

されたかと思いますが、まずそれが1点です。

もう1つは、7ページ下の「リサイクルのところ」で、「府レベルで取り組める施策を検討することが必要である」というふうに書いてあります。全くそのとおりなんですが、この議論は、すべて府レベルで取り組める施策を考えるために議論をしているよう、私は理解しております。とすれば、ほかのあらゆるテーマについてもその言葉が必要になってくるわけで、「府レベルで取り組める施策」という言葉は全般に係っているのではないか。多分にこういう考えが必要であるという認識が示された部分が結構あるように思いますので、その点はどうなっているかということです。

以上です。

○中馬委員長 初めの「NEW STEP 21」のことでございますが、専門委員会では、「NEW STEP 21」そのものについて、こういう点が悪かった、こういう点はよかったですというふうな審議はいたしておりません。委員の先生方それぞれ、「NEW STEP 21」についてはご意見をお持ちだろうと思いますが、その意見の総合的な反映がこの基本的な考え方の中に入っているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、後の府レベル云々の話については、事務局の方はいかがでございましょうか。

○八木環境局次長 環境局次長でございますが、ここにわざわざ「府レベル」と書いていただけいたのは、恐らく、リサイクル、ごみにつきましては、国レベルの施策が基本になるだろうというご認識のもとに、国レベルの容器包装リサイクル法というものが動いているんだけれども、さらにそれをもう少し先導するとか、府レベルでもっと具体化、促進させるとか、幅を広げるとか、そういう意味でここに「府レベル」というのがわざわざ入ったのではないかというように理解しております。

○矢吹会長 よろしくお答えください。

○政井委員 今のお答えは当然だと思うんですが、なぜリサイクル問題だけがそうなのか、そうであるはずがないので、という質問をしているわけです。異論を唱えているわけではなくて、こういう考え方をもう少し前の、6ページの「施策の展開」の「基本となる視点」の②くらいのところで、そういう言葉があった方がいいのではないか、という意見です。

○井上環境局長 委員のおっしゃるとおりでございまして、たまたまリサイクルとしての容器包装のくだりで、「消費者・事業者・行政」という関係するジャンルが掲げてあり

ますので、それでごく自然に、府レベルとしてはどうかということになったんだと思いますが、これはそもそも府の行政施策として立てるものでございますから、すべてにわたって府レベルで何をすればいいかという問題意識でございますので、6ページの方にまとめて書いても、字句の問題としてはそれでもよかろうと事務局としては思います。

○矢吹会長 ありがとうございました。

そのほか。

○阿部委員 今回代わって新しく審議会委員になったわけですけれども、初めに、今回の報告の中にもありますけれども、今度の環境審議会が、西淀川の公害裁判や、あるいは国道43号線の裁判、いわゆる公害裁判での判決が出され、これらを受けて、「NEW STEP 21」も含めて、今後の環境行政がどうあるべきかという点については、非常に大きな課題を課したのではないかというふうに思っています。

西淀川の公害患者の方々の裁判の結果を見て、様々の方々のコメントを聞きながら、私も本当に、今回環境審議会の一委員になったことを、今後審議会の責任の重大さというんですか、非常に重く感じています。

そういう点で、1つは質問ですが、2ページの③の「計画の視点」のところですが、基本条例に触れられているように、「環境に優先的に配慮するという認識が必要である」ということがここにも書かれているわけですけれども、審議の過程で、環境総合計画が、府の様々な行政の一分野だというふうに位置づけて、そういう視点から環境に優先的に配慮するというふうに位置づけられているのか、あるいは環境行政そのものを他の様々な行政に優先的な位置づけをするのかということを、審議の中でどういうふうな審議がされたのか、お聞きしたいと思います。

それからもう1つは、環境影響評価の点ですけれども、前回の公害対策審議会の中でも、環境影響評価については大変議論があったところだと思うんですが、環境影響評価制度は条例化の必要性があるのかどうか、この点にわたって専門委員会の中で議論されたのかどうか、ご意見を初めにお聞きしたいと思います。

○中馬委員長 まず、「計画の視点」のトップでございますが、環境と健康の問題については非常に重要な視点であると思いますので、「計画の視点」のトップのところに、「環境問題の原点は人の生命と健康を守ることであるとの認識とともに」というふうに持ってまいりました。さらに、大気汚染による健康影響につきましては、なお未解明な部分も多く残されておりするために、8ページの一番上の○のところに「ディーゼル車

の排出ガス等による大気汚染について、汚染のメカニズムや健康影響等の知見の充実など、調査検討を進めることが必要である。」と。これは西淀川公害訴訟のときの裁判の判決文の中に、例えば大気汚染の相加的影響というふうな言葉が出ておりますので、そういうことも含めて、将来的な調査研究が必要であるということを指摘しました。

それからもう1つは、西淀川公害訴訟等がどのように反映されているかと申しますと、7ページの「自動車公害」のところで、「発生源対策を推進するとともに、自動車に依存しないライフスタイルの形成や……都市への誘導という考え方方が重要である。」というふうに記述いたしております。

もう1つは、9ページの一番上に「騒音の環境状況を把握する評価方法として」——従来はL₅₀が用いられておったなんですが、これが、43号線の騒音の裁判の判決の中にも、L_{eq}というものを使ったということが出ておりますので、「L_{eq}（等価騒音レベル）についての情報収集、調査検討が必要である。」というふうに盛り込ませていただきました。

以上でございます。

○阿部委員 環境影響評価制度については……。

○八木環境局次長 特に計画の審議の中でのご議論はなかったんですけども、環境基本条例に基づきます環境総合計画ということでございまして、基本条例の中におきまして「環境影響評価等」ということで、第11条で、ご指摘いただきましたように、制度を条例上に位置づけるということで処理されております。

それから、前の審議会でいろいろご答申をいただきました制度の研究、それから条例のあり方の検討、これにつきましては、これと別途に、基本条例に基づきまして、制度の検討等について現在別途作業を進めておるところでございます。

○矢吹会長 ほかにございませんでしょうか。

○政井委員 個々のお話はまた今後の審議の中で出てくると思うんですが、最後の「効果的な推進」の中で、昨日も神戸の例の復興の問題で、外国の方がたくさん来られてお話しられているのを聞いていますと、いろんなアイデアといいますか、手法には、市民とかあるいは専門家の知恵が生きるようなシステムが必要であるという意見が非常に強かったです。全くそうだと思うんですが、4で、いわゆる市民の意見を生かすといいますか、住民参加、市民参加という言葉を探してみると、今のアセスのところの「情報公開や住民参加」、それから「府民の主体的な参加」という言葉が見つかるわ

けですが、府民の主体的な参加というのは、むしろ市民がしっかり参加することを督励しているのであって、市民が参加できるようなシステムを公が大いにつくらなければならぬというような趣旨ではないですね。そうすると、環境問題のときには、市民参加を制度化する必要があるという視点ももう少しきちっと書いておく必要があるんじゃなか。個々の環境、テーマによって、参加の仕方はどのようになるかというのは多様でありますから、一概には言えませんけれども、もう少しそういう開かれた姿勢をきちっと打っておくということがぜひ大事だと思います。

それからもう1つは、ビオトープとか、ミティゲーションとか、前回の「NEW STEP 21」には余り見られなかったと思うんですが、新しい考え方がきちっと位置づけられていることに、私は非常に積極的に賛成したいと思うんですけれども、ビオトープの問題にしましても、そういう空間、場——野生生物と人間が共存できる場を確保するということが基本的な考え方でありますから、その場というのは、あえていえば、土地の問題に関係するわけで、土地利用というあり方についても、環境問題も含めて、考えるという一言がなければ、単に精神訓話になるのではないか。

ただ一つ、「公共事業等に際してのビオトープの創出に向けた」ということが書いてあります。これは非常に大胆な提言だと思うんですけど、実際はさぞ大変な問題が起こるのではないかという気がしておるんですけど、民間の所有者も含めて、ビオトープを実現するための土地利用のあり方といいますか、その視点が要るのではないか。それはもう、ミティゲーションに至ってはもっと大変な問題で、埋め立てた——兵庫県で問題になりましたが、埋め立てをした以上は、今度は別のところでなぎさをつくるということは、事例的には簡単に言えるんですけど、実際問題はそう簡単ではない。

この2つの課題というのは、提起された以上、相当責任といいますか、行政の対応に腹を決めてかからないと、中途半端になる心配があるというふうに思います。

以上です。

○中馬委員長 最初の府民参加の問題でございますが、13ページの4の「計画の効果的な推進」の②に「環境影響評価制度の検討」というのがございまして、その一番最後に、「また、情報の公開や住民参加など、手続き、手法等の面での検討が必要である。」と指摘はさせていただいておりますので、あと具体的にどういうふうに検討していただければ行政の方でお考えいただきたい。ただいまの委員のご意見も、ですから、私どもの文言と同じような趣旨だというふうに理解いたしておりますが。

2番目の方については、事務局の方はどういうご答弁がございますでしょうか。

○八木環境局次長 委員のおっしゃるように、我々行政としてこれを受けさせていただきまして、これをいかに具体化していくか、どういう形で行政の施策に反映していくか、非常に難しい問題であろうというように認識しております。もしこういう形でご提言がいただけるということでございますと、いきなり制度化するということは非常に難しい課題であると理解しておりますけれども、一つひとつ実績を積み上げて、ある形のものにしていかざるを得ないだろうと考えておりますし、そういう道筋を書かせていただくとか、それからとっかかりを書かせていただくとか、そういうことになるのではないかというように考えております。

○矢吹会長 そのほかにご意見なりご質問はございませんか。

○杉本弘志委員 私も初めてこの審議会に参加させてもらったんで、少し経過がわかりません。ただ、先生方が随分広範にわたって議論されて、一定の結論を出していただいておりますので、欠落している部分などというのは、ちらっと見させていただいているような状況ですから、そう指摘することもないと思いますけれども、今もご議論になっていますように、これを答申しますと、あとすぐれて、数値の問題とか、手法の問題とか、様々な問題について、いわゆる行政の側にすべてを期待をするといいますか、そういうことでしかこの提言というのは、大変失礼な言い方ですが、何か生かされる保証というのがいったいどこで担保されるのかというのを、今お話を聞かせてもらっておってつくづく思うわけです。だから、この提言が生かされていく道筋などというのは、いったいどこで——我々の任務にもなってくるのだと思いますけれども、そのことについての専門委員会、あるいは審議会としての一定の意見のようなものは、どこでどうやっていったらいいのかということをお聞かせいただきたい、こう思うんです。

○矢吹会長 知事の方からは、基本的な考え方をというところの諮問でございまして、こうなんですけれども、結局府の方が、仰せのとおり、大変な重荷を背負うことになるわけですが、何か府の方でご意見を……。どういうふうにこれを実行していくか。

○八木環境局次長 まず、私たちとしましては、ご答申いただければ、最大限その趣旨を尊重して実現に向けて努力したい、というのが第一でございます。

それから事務的な話といたしましては、審議会の方には年に1～2回、いろんなことで報告をさせていただく事案がございますので、そのときには報告させていただくということになろうかと思います。これは極めて事務的な話でございます。

○杉本弘志委員 例えばなぎさの問題とか、様々ありますけれども、例えば7ページに記載されているようないわゆる廃棄物、リサイクルの問題などというのは、市民レベルから見ますと、本当にささかやかな日常生活の中ですけれども、例えば古紙をどうするのかとか、ごみをどうするのかという日常生活の中で、地球環境へのアプローチをする入り口になってきているわけですね。しかし、一方では、指摘をされておりますように、経済の変動によって、全然、有価性がないというような状況の中で、リサイクル活動というのは停滞せざるを得ないというのが現実的にあるわけですね。そんな問題については、直面している問題ですから、2000何年を待たなくとも、今どうするか、どれだけ足を踏み込んでいくかということで、市町村がやろうとしている問題について、大阪府はどれだけ援助するのかということで、その辺の問題は随分僕は前進すると思うんですよ。

だから、そんなようなことを考えますと、ここで私たちが答申するということについての、後の当面やることはどんどんやりなさいよということぐらいの保証は、大阪府の答申を受ける立場とすれば、一定の見解を示されたうえで、私たちは答申をすると、こういう道筋もあるのと違うかと。今、瞬間的に思ったので、間違っているかもわかりませんが、質問したわけです。

○矢吹会長 ありがとうございました。このごろ、企業だとか、消費者だとか、そういうものを含めまして、我々は「生活者」という言葉を使っておるわけですが、生活者という立場で物を判断していかないといかんということを言っておるわけですが、ありがとうございました。そのあたりはまた、答申するときに知事にも申し上げておきます。ありがとうございました。

いろいろとご意見をいただきましたが、よろしゅうございますでしょうか。

○阿部委員 今後の審議の進め具合については、二番目のところでということでしたので、きょうは、専門委員会の方々に本当にご苦労をいただいて、たたき台を出していただいたということで、これをたたき台にして十分審議をしていくということになっているわけですけれども、この後、例えば次回に必要な審議なども、今後の審議日程はこの後議論されるんですか。

○矢吹会長 そうです。日程といいましょうか、これをどういうようにするか、これから議論させていただきます。

○阿部委員 それじゃ、そのときでいいです。

○矢吹会長 今のところは、この報告が、これで結構でしょうかと。いろいろとご意見を

いただいたことは、また改めてこちらの方で修正するところは修正すると。皆さんこれを大変高く評価されておりますので、修正するところは非常に少ないわけですけれども、あと、これからどういうようなお話になるか知りませんが、大変高く評価されておりますが、修正するところは私に一任していただければというような気持ちでいるところです。

○阿部委員 それでは、この専門委員会の報告を審議するに当たってですけれども、先ほどあちらの委員の方からも出されてましたけれども、「NEW STEP 21」の進捗状況といふんですか、この計画に基づいて、どう行政が進められて、成果を上げてきているのか、そういう問題についても、ぜひそれを踏まえて、今後のあり方ですね、ぜひ審議を進めていく必要があるんじゃないかな、というふうに私は問題意識を持っているわけです。
といいますのは、先ほどちょっとと言いましたけれども、西淀川の公害裁判、あるいは国道43号線の裁判、先ほど中馬委員長からも、こういうところに反映させているんだということがありましたけれども、実際に今の大阪府の府域の環境状況というのはどうなっているのか、この4年間でどう好転してきたのか、あるいは環境基準値達成にどういう見通しがあるのかとか、そういうものを含めて、「NEW STEP 21」を見直しをして、新たに21世紀を見通した大阪の環境総合計画を立てるということですので、ぜひそういう一定資料なども出していただきて、慎重に審議を進めていただきたいというふうに1つは思っているんです。

したがって、きょうこれで専門委員会から出されたたたき台について、今幾つか意見が出ていますし、それから私も、先ほど言いましたように、環境総合計画そのものの位置づけなどについても、ぜひはっきりさせていただきたいというふうに思っていますし、それから、この間の環境問題をめぐるいろいろな状況の経過の中で、とりわけ今度の審議会の中に、審議する過程の中でぜひ私は、西淀川の公害裁判に関わった原告の方や関係者の方々の意見を聞く機会などを、ぜひ審議会として持っていただきたい。そういうことを踏まえて、ぜひこの答申を出すべきではないかというふうに私自身は思っておりますので、その点をぜひ考えていただきて、今後の審議の進め方についても諮っていただきたいと思っていますので……。

○矢吹会長 それでは、後半のところの、これから進め方についてご相談いたしたいと思いますが、今も市民の声ということがございましたが、前回の審議会におきましても、委員の方から府民の意見を聞くことについてご発言がございました。そのとき私は、専

門委員会のご報告をいただいて、審議会で議論する段階で、審議会の皆さんにこれからどうするかお考えいただくというようなことを申し上げたわけでございます。

そこで、今いろいろご意見もありましたけれども、府として環境総合計画の内容を具体化する過程において、府民参加の促進という観点から、府民の意見を聴くことについてどういうようなお考え方をお持ちか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○吉田環境管理室長　ただいまいろいろご審議いただいている専門委員会のご報告の中でございますけれども、府民の主体的な参加が重要だというようなご意見がございました。計画の推進ということに当たりまして、広く府民のご理解とご協力というものを得ていかなければならぬというふうに考えております。

そういうことから、計画そのものにつきましても、策定段階からもご理解を深めていただくということも必要だと思っておりますし、そういうことで、私どもといたしまして、審議会のご答申をいただきましたら、それをもとに、条例に基づきますところの計画を策定するということで、作業を進めてまいりますけれども、計画の策定作業の中で、ある程度わかりやすくなつた段階で、府民のご意見をお聴きしたいというふうに考えております。これは、先ほども言いましたように、府民の参加ということを含めて、いろいろと皆さんのご協力を得ながら、その計画が推進されることがぜひとも必要でございます。計画の策定の段階で、いろいろご意見をお聴きして、充実した計画にしたいと、こういう趣旨で、そういうものを設けたいというふうに思っております。

具体的には、市町村の方々、あるいは府民団体や事業者団体、こういったところにつきまして、どういうやり方かは、これからのことごとにござりますけれども、いわゆる説明会というようなことで開催をさせていただきまして、計画もある程度まとまったものをご説明させていただきたいというふうに思っております。さらには、それをもとに一般府民の方々など、様々な方々に対しまして、いろいろな情報手段がございますが、そういうものを用いまして、意見をできるだけ広くお聴きしていきたいというふうに考えております。

いろいろな手段の中には、現在、パソコンネットワークというような新しい手段がございますので、そういうものの活用ということも含めまして、いろいろ創意工夫しながら、とにかく幅広く意見が得られるように検討したいというふうに考えております。

○矢吹会長　ありがとうございました。

今お聞きのように、府といたしましては、いろんな方法によって積極的に、それから

幅広い範囲で府民の意見を聴こうというような姿勢をとっておられますので、この審議会ではどうしたらいいかということを考えているわけでございますが、専門委員会のときにはどういう話題が出たんでしょうか。

○中馬委員長 専門委員会では、府民の声を聴く手続、方法等については審議いたしておりません。府民の意見を聴く方法については、この本審議会で決定するということでございましたので、専門委員会としては意見をまとめておりません。

ただ、私一委員といたしましては、前回の審議会におきまして、本日は欠席されておりますけれども、須田委員の方から、前に条例の審議をしたときの経験からして、大阪府が意見を聴くのがいいのではないかと。もちろん審議会が聴くのはいかんとはおしゃってませんけれども、そういうご意見がございましたし、ただいまの基本的な考え方というのは、非常に抽象的でございまして、もう少し肉付けをして、具体的ないろいろなことが入った時点でご意見をお伺いする。しかも、府が直接聴かれる方がより直接的なご意見が拝聴できるのではないか、というふうに一委員としては考えております。

○矢吹会長 ありがとうございました。

とにかく物の考え方というところが諮問の中心でございまして、今中馬先生のおしゃるように、余り具体的なところは触れてないんです、そういう意味でですね。府は、先ほど申しされましたように、かなり大がかりにいろいろなシステムで府民のご意見を聴こうとしておられるので、この審議会として聴く体制をつくるのは、何かダブるようなことになりますので、僕の考え方としては、ここに、府民の意見をなにするようというようなところを付け加えたらどうかなというような気もしているんです。そちらにおられます府議会の方から代表で出ておられる方々のご意見もお聞きしたいと思いますが、皆さんどう考えておられるか……。

さっきお話ししましたように、まだ抽象的なところなので、もうちょっと具体案ができてから、府の方でつくられてからやるとおしゃっておりますので、その方がいいんではなかろうかというような気もするわけですが、いかがでございましょうか。

○政井委員 私はここでたびたび話をしたことですが、どうもまとめてしまおうという感じを受けますので、意見を言わさせていただきますが、とすれば、これは新しい計画をつくるときの基本的な方向の要点を書いているのだということですから、つくるときの手法についてもここに言及してもいいかなというふうに思います。

確かに審議会で府民から直接声を聴くのと府が直接聴くのとどちらがいいのかという

のは、なかなか難しい問題で、実務的な問題もありましょうから、私はどちらかということは決められないんですが、もし府がやるというならば、ある程度の基準を審議会として要請しておく必要がある。府の恣意に任されては困るというふうに思うんです。我々の想像しない意見が府民から出ることは十分予想されるわけですから、いろんな地方自治法上の制度もありますけれども、そんなしげんどうなという堅苦しいところまでいかずとも、ある一定の声があれば、説明会で住民の意見を聴く事実上の公聴会を積極的に開くよう努めなければならない、とか、そういう文言をここに入れていただければどうかと思います。

それから、先ほど専門委員会の委員長さんがお話になりましたけれども、情報の公開、住民参加は書いてあるということでしたが、これはアセスのところに書いてあるというふうに私は理解したんです。アセスでそういう参加が必要なことはもちろんですが、そうではなくて、こういう計画をつくる段階で、市民の参加というのはぜひ必要であるという意味で、一本柱を立てた提言をしていただきたいと、こういう趣旨です。

○矢吹会長 ありがとうございました。府民の声の方は、ぜひ私も書いた方がいいと、先ほど申し上げましたように、ぜひそのあたりは書きたいと思っております。

それでは、公聴会等は府の方でやっていただく。それで、我々としてはぜひそれをやってほしいということを答申の中に織り込んでいくということで、よろしゅうございますでしょうか。

(複数の委員うなずく)

では、そうさせていただきます。

その他、何かご意見をどうぞ。

○阿部委員 もう一点は、西淀川の裁判中にも 200名近い方が命をなくされているということを報道で知るにつけても、被害者の救済の点については、ぜひこの環境総合計画の作成に当たっての答申の中に織り込んでもらえないかなというふうに思うわけです。前回の公害対策審議会のときにも、こういった点は多くの委員の方々から出されていたようですけれども、認定患者の方の高齢化が進んでいますし、あるいは子どもたちのぜんそくなど、こういった道路公害といいますか、自動車公害による健康破壊の状況も、答申の中にも深刻な状態にあるというふうな点も触れられていましたけれども、こういった中でぜひ府として、こういった公害被害者の方々への救済についての項を起こして、触れていただきたいなというふうに思っているわけです。その点についてはどう

でしょうか。

○中馬委員長 被害者の救済ということにつきましては、専門委員会では審議いたしておりません。と申しますのは、あくまで健康被害の対策ということについては重要であるということで、最初にご説明申し上げましたとおり、「計画の視点」のところで「環境問題の原点は人間の生命と健康を守ることであるとの認識」という文言でくくったわけでございます。あと具体的なものとしましては、「大気汚染」のところにつきまして、「健康影響等の知見の充実など」というところに重点を置いたわけでございます。

私一委員といたしましては、この審議会が被害者救済のことまで言及すべきかどうか、例えば衛生対策審議会とかそういう審議会、大阪府の中にいろいろございますね、ですから、むしろ我々は基本的な考え方を出しただけであって、個々の事例について、こういうことをせよというのはちょっと、そこだけ突出するのはいかがかという、私一委員としてはそういう感じで、あえて被害者救済という議題は専門委員会では取り上げなかったということでございます。

事務局の方で何かご答弁ございませんか。

○八木環境局次長 この前の審議会で、公害に関する救済等につきましていろいろご議論をいただきしております、これは国の方の制度でございまして、審議会のご答申を受けまして、私の方は、基本条例に基づく生活環境の保全等に関する条例というものを同時につくったわけでございますが、その中に、第15条といたしまして「公害に係る健康被害の救済等」というのがございまして、「知事は、公害に係る健康被害に関する救済制度等の円滑な実施に努めなければならない。」と。そういういろいろ調査をしなさいということで、その調査結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない、というのが、生活環境の保全等に関する条例の中に規定させていただいているという状態でございます。

○矢吹会長 ありがとうございました。

そういう意味で、その点はここに盛るというのは、ちょっと突出しているんではなかろうかという気がいたしますので、ちょっと控えさせていただきたい。重要な問題ではございますけれども、別のところでまた……。今回は、何回も言いますように、物の考え方、基本的な考え方ということが諮問でございますので、特に重要な事項ではございますけれども、この際控えさせていただきたいというように思います。

もうご意見ございませんでしょうか。

それでは、専門委員会の報告をおおむねといいましょうか、ご了解いただいたようなことでございまして、またいろいろご意見が出ましたので、これをご意見に応じて修正いたしたいというように思っております。その修正につきましては、私にご一任いただきまして、それでこれが本審議会の答申ということにいたしからいかがかと思っておりますけれども。それで、私の方で修正いたしました答申につきましては、後日、審議会の委員の皆さん方にお送りいたすことにさせていただきたいと思いますので、その答申文の取り扱いにつきましても、私にご一任いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでよろしゅうございますでしょうか。

(複数の委員うなずく)

それでは、本日の会議をこれで終了いたしたいと思います。どうもありがとうございます。

○井上環境局長 矢吹会長先生、中馬専門委員会委員長先生をはじめ審議会の諸先生方には、熱心なご審議を長期にわたりましてありがとうございました。なお、引き続き会長のお手を煩わす部分もございますが、後日、貴審議会からいただくことになります答申を、我々としましてもよく踏まえまして、本年度内をめどに新しい環境総合計画を策定してまいりたいと存じます。環境基本条例の理念でございます「豊かな環境の保全と創造」に向けて、本府の行政が一丸となりまして、積極的に環境施策の推進ができますよう努力を最大限してまいりたいと存じております。本日はどうもありがとうございました。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

(午後3時35分閉会)